独立行政法人農業者年金基金の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（企業会計原則） **第九条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）	（企業会計原則） **第九条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○農林水産省令第六十号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、国立研究開発法人水産研究・教育機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

国立研究開発法人水産研究・教育機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
（企業会計原則） **第十一条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）	（企業会計原則） **第十一条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）

附　則

この省令は、金融庁組織令の一部を改正する政令の施行の日（令和八年八月七日）から施行する。

○農林水産省令第六十一号

金融庁組織令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十六号）の施行に伴い、国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年八月五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部を改正する省令

第一条　国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十三年農林水産省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

改正前	改正後
（企業会計原則） **第十条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第三十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）	（企業会計原則） **第十条**　（略） ２　金融庁組織令（平成十年政令第三百九十二号）第二十四条第一項に規定する企業会計審議会により公表された企業会計の基準は、前項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に該当するものとする。 ３　（略）